

「九州における「道の駅」に関する調査－災害時の避難者への対応を中心として－」に基づく改善所見に対する九州地方整備局の改善措置状況

- ・ 災害時マニュアルの作成（ソフト対策）や停電時の電力供給設備の整備（ハード対策）などの先進的事例を収集し、「道の駅」設置市町村等へ提供
- ・ 公衆電話（災害時優先）の「道の駅」への設置促進

総務省九州管区行政評価局（局長：吉武 久）は、「九州における「道の駅」に関する調査－災害時の避難者への対応を中心として－」に基づく改善所見に対する国土交通省九州地方整備局の改善措置状況を公表します。

【当局の改善所見（平成 30 年 3 月）】

〈調査結果〉

国が、「道の駅」の防災拠点化を推進している中で、九州の「道の駅」設置 85 市町村中約 7 割弱の市町村が地域防災計画上の防災拠点に位置付けていない、非常用電源等の防災設備を整備していない「道の駅」が 116 駅中 6 割弱、国土交通省が「「道の駅」登録・案内要綱」で定めている「電話が 24 時間利用可能であること」を満たしていない「道の駅」が 2 割強など

〈改善所見〉

九州地方整備局は、ソフト・ハード対策の先進的事例を収集の上「道の駅」設置者等へ提供するとともに、災害時優先である公衆電話（※）の設置を促進すること

※ 通信制限時もつながりやすく、停電時も利用可能

【九州地方整備局の改善措置状況（平成 31 年 3 月）】

- ソフト・ハード対策の先進事例を収集し、「道の駅」設置市町村等や「道の駅」へ提供
 - 〔ソフト対策〕
指定緊急避難場所に位置付け発災時の市災害対策本部からの指示に対し迅速かつ明確に対応可能となったとしている例、「道の駅」が独自に作成した危機管理マニュアルの例、「道の駅」運営会社と市による災害時防災活動協力に関する協定書の締結例 など
 - 〔ハード対策〕
停電時の電力供給のためのソーラー蓄電システムの導入例、安価に配備できるカセットボンベ式の非常用小型発電機を購入している例 など
- 公衆電話の設置状況を調査した上、NTT 西日本九州事業本部と協議し、新たに 2 駅に公衆電話（災害時優先）を設置。うち 1 駅は、市町村の防災拠点

〔本件照会先〕

九州管区行政評価局

担当：評価監視部 第 4 評価監視官 楠田 辰也
宮島 伸一郎

電話：092-431-7094（直通）

メール：ksy22@soumu.go.jp

「九州における「道の駅」に関する調査－災害時の避難者への対応を中心として－」 に基づく改善所見に対する九州地方整備局の改善措置状況

<調査の背景>

- ・ 国は、新潟中越地震、東日本大震災を経て、「国土強靱化政策大綱」（平成 25 年 12 月 17 日国土強靱化推進本部）等で「道の駅」の防災拠点化を推進
- ・ 平成 28 年 4 月熊本地震や 29 年 7 月九州北部豪雨では、「道の駅」が被災地救援や復興支援の拠点として活躍
- ・ 九州には多数の活断層が存在するほか、九州東部沿岸では南海トラフ地震による津波被害が想定

実地調査：平成 29 年 11 月～30 年 3 月
アンケート調査：九州 7 県の全 127 「道の駅」
(回答 116 「道の駅」、91.3%)
改善所見先：九州地方整備局
改善所見通知日：平成 30 年 3 月 27 日
回答日：平成 31 年 3 月 26 日

主な改善所見（調査結果）

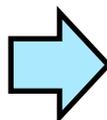
1 「道の駅」の防災拠点としてのソフト対策

- 「道の駅」の防災拠点化の意義・有用性の情報を収集の上、設置市町村に対し、防災拠点化に関する理解や検討を促す情報を提供すること

「道の駅」を市町村地域防災計画上の防災拠点に位置付けていない市町村が 7 割弱。その多くが、位置付けるか未検討又は検討したか不明

- 「道の駅」の災害時マニュアルの整備等の先進的事例を収集の上、設置市町村及び「道の駅」に対し、ソフト対策を促す情報を提供すること

- ① 災害時マニュアルの作成、② 防災訓練の実施、
③ 災害時協定の締結の割合はいずれも 2 割以下



主な改善措置状況（回答内容）

「道の駅」設置市町村・3 セクで構成される「九州・沖縄「道の駅」連絡会」を通じて防災拠点化の意義・有用性に係る情報やソフト対策に係る先進的事例を収集し、「道の駅」設置市町村・3 セクや「道の駅」へ提供

◇ 防災拠点化の意義・有用性に係る情報

- ◆ 地域防災計画上の「指定緊急避難場所」に位置付けたことから、発災時の市災害対策本部からの指示に対し「道の駅」は「指定緊急避難場所」として取るべき行動について迅速かつ明確に対応可能
- ◆ 地域防災計画に位置付け広報していることから、住民が日頃から「道の駅」を防災拠点として認識 など

◇ ソフト対策の先進的事例

- ◆ 「道の駅」が独自に作成した危機管理マニュアル
- ◆ 「道の駅」スタッフ全員参加の国土交通省、消防署との合同防災訓練
- ◆ 「道の駅」スタッフ全員を対象とした災害時電源確保設備の操作説明会
- ◆ 「道の駅」運営会社と市による災害時防災活動協力に関する協定書の締結 など

主な改善所見（調査結果）

2 「道の駅」の防災拠点としてのハード対策

(1) 防災設備の整備推進

- 工夫して防災設備を整備した事例を収集の上、設置市町村及び「道の駅」に対し、ハード対策を促す情報を提供すること

防災設備（非常用電源、貯水槽、災害時対応トイレ）を整備していない「道の駅」は6割弱
一方、多額の費用をかけずに非常用の小型発電機を導入しているなど工夫している例あり

- 災害時に有効な公衆無線 LAN (Wi-Fi) の停電時対策を講じている先進的事例を収集の上、設置市町村及び「道の駅」に情報提供すること

停電時対策を講じている「道の駅」は約1割

(2) 災害時優先電話である公衆電話の設置促進

- 設置状況を正確に把握の上、未設置駅を支援する取組を検討すること

「道の駅」の登録要綱で定めている「電話が24時間利用可能であること」を満たしていない「道の駅」が2割強

- 可能な限り災害時優先電話の設置を促進すること

災害時に多くの人々が避難してくる「道の駅」への災害時優先電話の設置の必要性を九州・沖縄「道の駅」連絡会も認識

3 情報発信

- 防災設備に関する正確な情報収集を行い、速やかにホームページを更新すること

九州地方整備局のホームページに掲載されている防災設備と実態に齟齬がある「道の駅」あり

主な改善措置状況（回答内容）

「道の駅」設置市町村・3セクで構成される「九州・沖縄「道の駅」連絡会」を通じて比較的容易に整備できる防災設備の例や Wi-Fi の停電時対策を講じている例などのハード対策に係る先進的事例を収集し、「道の駅」設置市町村・3セクや「道の駅」へ提供

◇ 比較的容易に整備できる防災設備の例

- ◆ 停電時の電力供給のため、ソーラー蓄電システムの導入（重油で稼動する発電機のような大規模設置工事が不要）
- ◆ 安価に配備できるカセットボンベ式の非常用小型発電機の購入 など

◇ 公衆無線 LAN (Wi-Fi) の停電時対策例

- ◆ 電気自動車や非常用電源から Wi-Fi 設備への電力供給のための回路の整備

公衆電話の設置状況を調査した上、NTT 西日本九州事業本部と協議し、周辺に公衆電話がない「道の駅」で、新たに2駅に災害時優先である公衆電話（通信制限時もつながりやすく、停電時も利用可能）を設置。うち1駅は、市町村の防災拠点



カセットボンベ式の非常用小型発電機



災害時優先電話

九州地方整備局のホームページ内のサイト「九州の道の駅」における各「道の駅」の掲載内容と最新の施設・設備の整備状況に齟齬がないかの確認を行い、齟齬がみられた69駅全てについて更新を完了

九州における「道の駅」に関する調査－災害時の避難者への対応を中心として－
改善所見通知事項及びその回答(改善措置状況)

<実施調査時期：平成29年11月～30年3月、改善所見通知先：九州地方整備局、改善所見通知日：平成30年3月27日、回答日：平成31年3月26日>

所 見 表 示	回 答 (措置状況)
<p>1 ソフト対策の推進</p> <p>(1) 地域防災計画への位置付け</p> <p>九州地方整備局は、今後の災害に備え、「道の駅」の立地等の相違に応じた防災機能の向上を図る観点から、「道の駅」を防災拠点に位置付けることによる意義・有用性について情報収集した上で、管内の「道の駅」設置市町村に対して、防災拠点化に関する理解と防災拠点化に向けた検討を促すための更なる情報提供等の助言を行う必要がある。</p>	<p>九州地方整備局では、これまでも「道の駅」の防災機能強化のため、道路管理者として災害時にも使用できるトイレの整備、非常用電源や防災倉庫などの整備を行ってきたところである。</p> <p>また、「道の駅」設置者や「道の駅」管理・運営者（以下、「道の駅」設置者等という。）に対して、九州・沖縄「道の駅」連絡会総会や各県の「道の駅」駅長会議などの会議の場や「道の駅」登録申請相談時などにおいて、災害時に「道の駅」が果たした役割や先進的な取組事例を紹介するなどして、「道の駅」の防災機能向上の重要性について周知してきたところである。</p> <p>平成30年4月、九州・沖縄「道の駅」連絡会と連携して、「道の駅」設置者等から「道の駅」の防災機能強化の取組に関して次の事例の収集を行ったところである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 地域防災計画で防災拠点に位置付けることによるメリット等 ② 災害時マニュアルの作成、防災訓練の実施、災害時協定の締結の事例 ③ 工夫して防災設備を整備している事例 ④ 防災施設・機器の操作訓練の実施事例 ⑤ 公衆無線 LAN (Wi-Fi) の停電時の対応方策事例 <p>また、平成30年6月に「道の駅」設置者等へ、防災拠点化に関する理解や検討の一助となるよう、上記で把握した「道の駅」を防災拠点に位置付けることによるメリット等の事例について情報提供するとともに、同年7月の九州・沖縄「道の駅」連絡会総会等においても、同様に情報提供を行ったところである。</p> <p>具体的には、「道の駅」が発災時の市災害対策本部からの指示に対し「指定緊急</p>

所 見 表 示	回 答 (措置状況)
<p>(2) 災害時マニュアルの作成、防災訓練の実施、災害時協定の締結等</p> <p>九州地方整備局は、今後の災害に備え、「道の駅」の立地等の相違に応じた防災機能の向上を図る観点から、災害時マニュアルの作成や防災訓練の実施、災害時協定の締結等のソフト対策を効果的に行っている先進的な「道の駅」の事例について情報収集した上で、管内の「道の駅」設置市町村及び「道の駅」に対して、ソフト対策を促すための更なる情報提供等の助言・支援を行う必要がある。</p> <p>2 ハード対策の推進</p> <p>(1) 防災設備・物資の整備・維持管理</p> <p>九州地方整備局は、今後の災害に備え、防災拠点化を促すとともに、「道の駅」の立地等の相違に応じた防災機能の向上を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 「道の駅」の整備手法等によって防災設備等の整備の進捗状況に差異が生じている状況等を踏まえ、多額の費用をかけずに工夫して防災設備を整備している事例等について情報収集した上で、「道の駅」設置市町村及び「道の駅」に対して、ハード対策を更に促すための情報提供等の助言・支援を行うこと。</p> <p>② 「道の駅」設置市町村及び「道の駅」に対し、災害時に防災設備等を有効活用できるよう点検、訓練等の重要性を周知・啓発するなど、維持</p>	<p>避難場所」として取るべき行動について迅速かつ明確に対応可能になったことなどを周知した。</p> <p>平成30年4月、九州・沖縄「道の駅」連絡会と連携して、「道の駅」設置者等から次の事例の収集を行ったところである。</p> <p>② 災害時マニュアルの作成、防災訓練の実施、災害時協定の締結の事例</p> <p>また、平成30年6月に「道の駅」設置者等へ、災害時マニュアルの作成、防災訓練の実施、災害時協定の締結の事例について情報提供するとともに、同年7月の九州・沖縄「道の駅」連絡会総会等においても、同様に情報提供を行ったところである。</p> <p>特に、平成25年に「道の駅」の設置者と管理・運営者との間で締結した災害時協定の事例には、災害時に管理・運営者が保有する物資の対価や運搬等の費用を市が負担することが定められており、設置者及び管理・運営者の参考になるものと考えられるため、当該協定例を紹介した。</p> <p>平成30年4月、九州・沖縄「道の駅」連絡会と連携して、「道の駅」設置者等から次の事例の収集を行った。</p> <p>③ 工夫して防災設備を整備している事例</p> <p>④ 防災施設・機器の操作訓練の実施事例</p> <p>また、平成30年6月に「道の駅」設置者等へ、収集した事例のうち、工夫して防災設備を整備した事例としては次のi、ii、iiiなどの事例について、防災設備等の操作訓練の実施事例としては次のiv、vなどの事例について情報提供するとともに、同年7月の九州・沖縄「道の駅」連絡会総会等においても、同様に情報提供を行った。</p>

所見表示	回答(措置状況)
<p>管理に係る必要な情報提供等の助言・支援を行うこと。</p> <p>また、道路管理者として整備した防災設備等については、その仕様等や点検・訓練の必要性について「道の駅」設置市町村及び「道の駅」に情報提供するなどして、十分な連携を図ること。</p> <p>さらに、県に対しては、上記と同様の連携を図るよう助言すること。</p> <p>(2) 通信環境の整備状況等 ア 公衆無線LANの整備状況等</p> <p>九州地方整備局は、Wi-Fiが普及している現状を鑑み、災害時において有効な通信手段であるWi-Fiを効果的に活用し、防災機能の向上を図る観点から、管内の「道の駅」設置市町村及び「道の駅」に対し、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 非常用電源や非常用バッテリーと併せて整備するなど停電時にもWi-Fiを利用可能とする対策を講じている先進的な「道の駅」の事例等について情報収集した上で、情報提供等の助言・支援を行うこと。</p>	<p>i 他府省の補助金活用の事例（停電時にも電力供給が可能なソーラー蓄電システム等）</p> <p>ii 小型発電機（比較的安価でカセットボンベ使用）</p> <p>iii 電気自動車からの電力供給（停電時の電力供給を想定）</p> <p>iv 国が整備したマンホールトイレの組立訓練を国・設置者・管理運営者合同で実施した事例</p> <p>v 「道の駅」スタッフ全員を対象に小型発電機やカーポート型太陽光発電システムの操作説明を実施した事例</p> <p>さらに、平成30年6月、国が整備を行った防災施設の仕様（発電施設の電力供給先や制限時間等）や物資について、関係資料を提供するとともに現地確認を「道の駅」の設置者や管理・運営者と共に行うなどにより情報を共有し、一層連携を図るよう促した。</p> <p>県・政令市に対しても、県・政令市の担当者が出席した平成30年7月の九州・沖縄「道の駅」連絡会総会において、収集した事例〔国が整備したマンホールトイレ組立訓練を国・設置者・管理運営者合同で実施した事例等〕の紹介など、維持管理に係る必要な情報提供を行った。</p> <p>また、県・政令市においても防災設備の仕様や物資に関する情報共有等の連携が図られるよう促した。</p> <p>平成30年4月、九州・沖縄「道の駅」連絡会と連携して、「道の駅」設置者等から次の事例の収集を行った。</p> <p>⑤ 公衆無線LAN（Wi-Fi）の停電時の対応方策事例</p>

所 見 表 示	回 答 (措置状況)
<p>② 整備したWi-Fiについて、災害時モードの有無、内容をあらかじめ把握しておく必要性の理解を促すための助言・支援を行うこと。</p> <p>イ 公衆電話の設置状況等</p> <p>九州地方整備局は、「道の駅」利用者の利便性の向上を図るとともに、災害時における通信手段を確保し、「道の駅」における防災機能の向上を図る観点から、管内の「道の駅」の公衆電話が災害時優先電話である公衆電話か否かを含め、設置状況を正確に把握した上で、公衆電話が未設置となっている「道の駅」等を支援する取組を検討する必要がある。</p> <p>その際、可能な限り災害時優先電話である公衆電話の設置を促すことや、必要に応じて、NTT 西日本に要綱の趣旨等の理解を求めるなどして、公衆電話の新設・再設置又は撤去の撤回を要請することを検討すること。</p> <p>3 情報発信の充実</p> <p>(1) 防災設備等の把握状況及びホームページへの掲載状況</p> <p>九州地方整備局は、「道の駅」の登録・供用状況の広報の確保を図る観点から、管内の設置市町村等に対し、施設・設備の新設や撤去を行った場合には、変更届を行うよう促し、促した結果の確認を行うほか、ホームページの掲載内容の正誤を設置市町村等に対して定期的に確認する方法等に</p>	<p>また、平成30年6月に「道の駅」設置者等へ、収集した事例〔非常用電源や電気自動車からの電力供給により停電時にWi-Fiを利用可能とする対策事例〕などについて情報提供するとともに、同年7月の九州・沖縄「道の駅」連絡会総会等においても、同様に情報提供した。</p> <p>平成30年6月、「道の駅」設置者等へ、災害時の備えのため、災害時モードの有無、平常時及び災害時における認証手順や1回の接続可能時間、1日の接続可能回数の相違等の内容をあらかじめ把握しておく必要性について周知した。</p> <p>平成30年4月から、改めて九州・沖縄「道の駅」連絡会を通じて、「道の駅」設置者等から聞き取りを行うとともに、同年6月には、西日本電信電話株式会社九州事業本部と打合せの場を設け、「道の駅」に設置されている電話が災害時優先電話である公衆電話か否かなどを含め設置状況を把握した上で、西日本電信電話株式会社九州事業本部との打合せの場において、公衆電話が災害時優先電話ではない、又は未設置の「道の駅」については、現在の「道の駅」周辺の設置状況及び事業者の基準に照らして災害時優先電話を設置するよう依頼したところである。</p> <p>その結果、平成30年4月以降に新たに2駅に公衆電話（いずれも災害時優先電話）が設置された。</p> <p>平成30年6月、「道の駅」設置者に対して、設備等の新設や撤去を行った場合には速やかに変更届を提出するよう周知を行った。</p>

所 見 表 示	回 答 (措置状況)
<p>より、「道の駅」に係る正確な情報の収集に努める必要がある。</p> <p>また、変更届等により施設・設備の新設や撤去の事実を把握した場合には、速やかにホームページを更新する必要がある。</p> <p>(2) 災害時の被災関連情報等の発信状況</p> <p>九州地方整備局は、今後の災害に備え、「道の駅」の供用状況の広報の確保を図る観点から、九州・沖縄「道の駅」連絡会の把握情報等を活用し、被災直後の被災地周辺の「道の駅」の被災関連情報が確実に広報される仕組みについて、同連絡会と協力して検討する必要がある。</p>	<p>また、平成30年5月には、「道の駅」設置者に対して、九州地方整備局ホームページ内の「九州の道の駅」の掲載内容と最新の施設・設備の整備状況に齟齬がないかの確認及び確認結果の報告を文書により依頼した。</p> <p>その結果、69駅について齟齬がみられたため、平成31年1月までに69駅全てのホームページの更新を完了した。</p> <p>今後は、毎年4月に同様の確認を行う予定である。</p> <p>平成30年6月、災害時の「道の駅」の営業情報や被災情報などについては、九州・沖縄「道の駅」連絡会が「道の駅」設置者等から収集し、これらの情報を九州・沖縄「道の駅」連絡会のホームページにて情報発信し、九州地方整備局は、同局のホームページにおいても同様の情報を発信することなどを九州・沖縄「道の駅」連絡会と確認したところである。</p>